

医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所

1(事業の目的)

医療法人昭和会が開設する昭和会病院 指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定生活援助サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定生活援助サービスを提供することを目的とする。

2(運営の方針)

指定生活援助サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除・洗濯・調理等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

二 事業の実施に当たっては、長崎市、地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3(事業所の名称等)

- (1)

名称

医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所
- (2)

所在地

長崎市大浦町10番40号
- (3)

介護保険指定番号

長崎県 42A0101145
- (4)

電話番号

(095)824－0283

4(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一

管理者

1名

二

訪問事業責任者

7名(常勤6名・管理者との兼務1名)
- 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
訪問事業責任者は、事業所に対する指定生活援助サービスの利用の申込みに係る調整、利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握等を行う。
- 三

従業員

40名(常勤8名、非常勤31名)
- 従業員は、指定生活援助サービスの提供に当たる。

5(営業日及び営業時間)

指定生活援助サービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一

営業日

月曜日～土曜日 (日曜・祝日、12/31～1/3は休業)
- 二

営業時間

8:45～17:30
- 三

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

6(生活援助サービス内容及び利用料等)

指定生活援助サービスの内容は次のとおりとし、指定生活援助サービスを提供した場合の利用料の額は、長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要項の定める額とし、当該生活援助サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1)

生活援助
- 二

生活援助サービス利用・その他の料金については下記の通りです。
利用者負担金は原則として負担割合証に記載のある負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額を負担いただきます。
- ①

生活援助サービス

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1回当たり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活援助サービス	週1回程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者、要支援1・2)	2, 154 円	216円	431円	647円

※週一回程度の利用の場合、月5回まで。

※週二回程度の利用の場合、月10回まで。

【加算の種類】 ※以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス名称	サービスの内容	加算額			
		基本利用料 (1回当たり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活機能向上加算	訪問事業責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に行き、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1, 021 円	103 円	205円	307円

※別途、介護報酬額に加算率に応じた介護職員処遇改善加算(26.6%)を乗じた金額の計算を行います。 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは外れます。

※利用料金の計算方法は『合計単位数×長崎市の地域単価(10.21円)＝料金(小数点以下切捨)』です。 介護保険の給付がある場合は、料金のうち7割若しくは8割、9割を介護保険、残りの1割若しくは2割、3割が利用者負担額となります。

② その他の料金

- ・利用者のお住まいでサービスを提供する場合に使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の費用負担になります。
- ・従業者の訪問時、事前の連絡なく利用者が不在の場合、500円を徴収します。

7(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、長崎市(旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く)、長与町、時津町の区域とする。

8(事故発生時の対応)

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び長崎市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

9(緊急時等における対応方法)

従業者は、生活援助サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

10(衛生管理等)

当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11(虐待の防止について)

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ①虐待防止に対する担当者(徳永武文)を選定している。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っている。
- ③虐待防止のための指針の整備をしている。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施している。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

12(身体拘束)

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

13(業務継続計画(BCP)の策定等について)

- ①感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時での体制で早期の業務再開を図るために、BCP委員会を設置し、指針・要綱に基づき、必要な措置を講じる。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14(ハラスメント対策について)

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が、暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善やご理解が得られない場合は、契約を解除する場合がある。

(・叩く ・蹴る ・暴言で威嚇する ・怒鳴る ・体を押さえつける ・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

15(その他運営についての留意事項)

- 一 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 二 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 四 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 五 事業所は、生活援助サービス等に関する記録を整備し、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間保存するものとする。
- 六 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人昭和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。